



JASDAQ

平成 24 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 EMCOM ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金 学敏
(J A S D A Q ・ コード 7954)
問合せ先 経理部長 菊池 貴之
電 話 03-5436-4280

当社子会社による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社であります株式会社PHYLLITE（本社：東京都品川区西五反田、代表取締役 金学敏、以下「PHYLLITE」）が、株式会社Liberty Global Entrepreneur Fund（本社：東京都中央区、代表取締役 今村浩之、以下「Liberty Global」）を割当先とする第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）を実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権付社債の概要

(1) 割当日及び払込期日	平成 24 年 10 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	30 個（予定）
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	①各社債の払込金額:金 1,000 万円(本社債の額面金額の 100.0%) ②各新株予約権の払込金額：本新株予約権社債に付された新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	5,376,330 株（予定）
(5) 資金調達額	金 3 億円（予定）
(6) 行使価額又は転換価額	55.8 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先を含む)	第三者割当による方法とし、割当先は以下とする。 株式会社 Liberty Global Entrepreneur Fund

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社の連結子会社であります PHYLLITE は、平成 24 年 4 月 24 日付適時開示「資源流通事業開始に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同事業への本格的な参入及び活動を行っております。放射線による汚染土壌が拡大している、福島県内の現状に鑑み、その汚染土壌の減容化、除染土壌の再利用化等を実現するべく研究、開発を行ってまいりましたが、平成 24 年 6 月 20 日付適時開示「汚染土壌処理システム」に関する PCT 出願（国際出願）手続きの完了について」にてお知らせいたしましたとおり、日本大学産官学連携知財センターを通じて「汚染土壌処理システム」の特許出願手続きも完了いたしました。この「汚染土壌処理システム」は、株式会社 R&D テクノ・コーポレーシ

ョン（特殊エジェクター（HSE）の開発・設計・製造、HSEに関わる技術支援及び作業支援）、ネイテックシステム株式会社（特殊エジェクター（HSE）の開発・設計・製造、HSEに関わる技術支援及び作業支援）両社の技術協力および日本大学工学部の研究支援のもと、共同研究を進めて参りました。

そのような中、今後、汚染土壌処理事業を実用化するにあたり、「汚染土壌処理システム」の製造コスト及びファイライトの購入代金として資金需要が生じております。

また、資源流通事業をより円滑に運営し、経営資源を適切に配分する目的から、平成24年9月20日付適時開示「連結子会社間の合併に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、PHYLLITEを存続会社とした子会社間合併も行う予定であります。

本新株予約権付社債の実施により、当社グループは、資金調達による財務基盤の一層の安定化を図り、早期に「汚染土壌処理システム」による汚染土壌の減容化、除染土壌の再利用化等を目指してまいります。

（2）新株予約権付社債を選択した理由

PHYLLITEは今回の資金調達に際しまして、資金調達の確実性を最優先に置きながら、財務基盤の強化、金利負担の観点から、様々な資金調達的手段（借入など）を慎重に検討いたしました。

その結果、本第三者割当による資金調達方法は、PHYLLITEが必要とする資金を確実に調達できる最善の手段と考えられます。経常運転資金に関する金融機関借入の余地を残しながら、長期の事業資金を調達する事で、今後の事業展開をより円滑に進めるため、本新株予約権付社債による資金調達を行うものです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

金3億円

（2）使途及び支出時期

資源流通事業における設備投資、研究開発及び事業運転資金（購入済ファイライトの支払代金等含む）としての使途を予定しております。具体的な設備投資といたしましては、主に移動式放射能汚染土壌除染システムの製造費用であります。当社の放射能汚染土壌の除染システムは、土壌以外にもヘドロやがれき等、様々なものを除染すること可能であり、且つコンパクト化した移動式装置であるため、運搬しやすく稼働効率が高いシステムであります。

支出予定時期は平成24年10月以降順次充当してまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

PHYLLITEにおける資源流通事業は当社グループにおける中核となる事業であり、PHYLLITEの財務基盤の強化に使用することは、当社グループにおける営業基盤の拡大に資するものであり、ひいては当社グループの業績拡大につながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

本新株予約権付社債の払込金額の算定根拠

PHYLLITEは、本新株予約権付社債を発行するにあたり、独立した第三者機関である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）（以下「算定機関」といいます。）に本新株予約権付社債の価格算定を依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、新株予約権を評価するにあたり、PHYLLITEが発行を予定している転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権部分を独立して譲渡することができず、また社債部分が消却された場合これに伴い新株予約権部分が消滅する等、新株予約権部分と社債部分が相互に密接に関連し不可分一体のため、新株予約権部分と社債部分を切り離して個別に厳密に評価すること（分離評価）は本来困難であるが、分離評価

による解は近似解であり、また裁判例も分離評価を前提としていることから、転換社債型新株予約権付社債が新株予約権部分と社債部分とに割り振れるものとして、新株予約権部分を独立させて価値算定を実施いたしました。

PHYLLITEは、本社債に本新株予約権を付することによりPHYLLITEが得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行価額は、割当先に特に有利な条件ではないと判断いたしました。

転換価額については、新株予約権の算定評価の過程において算出された1株当たり行使金額を考慮し、55.8円を転換価額とすることで当社と割当先による協議のうえ、合意し決定いたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 商号	株式会社 Liberty Global Entrepreneur Fund	
(2) 本店所在地	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 今村浩之	
(4) 事業内容	投資業	
(5) 資本金の額	2百万円	
(6) 設立年月日	平成23年3月24日	
(7) 決算期	12月31日	
(8) 大株主及び持株比率	株式会社Zavori Capital Investment 100%	
(9) 当事会社間の関係	資本関係	株式会社 Liberty Global Entrepreneur Fund の代表取締役である今村浩之氏は当社の大株主である日本橋通販本舗株式会社（議決権数 3,900 個、議決権割合 1.41%、平成24年6月30日現在）の代表取締役であります。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

※ 割当予定先、当該割当予定先の関係会社の役員が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都千代田区 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、当該割当予定先の主要株主が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、Liberty Global との直接のヒアリング等において反社会的勢力との関係がないとの心証を得た上で、割当先として問題ないと判断いたしました。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社のおかれている財務内容の現状と課題、当社の事業概要及び今後の事業戦略を理解いただけるような複数の有力先と接触を重ねてまいりました。そのような中、当社株主様より今回の割当先様である株式会社 Liberty Global の紹介を受け、今回の資金調達のご提案を頂いたことに端を発しております。Liberty Global は幅広く投資業や企業コンサルティングを行い、ファイナンス業務に精通していらっしゃいます。長年、当社の株主様でいらっしゃる方からのご紹介である点と、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の現状を理解していただいた点から選定いたしました。

Liberty Global は PHYLLITE の事業構想を評価し、今後の成長が期待できる投資先として PHYLLITE に注目したとのことであり、一方、PHYLLITE は Liberty Global について、PHYLLITE の事業成長へのビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断いたしました。PHYLLITE の事業計画及び経営方針を尊重して頂ける割当先を選定することこそ、PHYLLITE が持続的な成長を目指すために最も適切であると判断いたしました。また、割当予定先には、PHYLLITE の資金ニーズをご理解頂いたため、本新株予約権付社債の発行により、迅速に必要な資金を確保することが見込めたことも割当予定先を選定した理由であります。

7. 当該連結子会社の概要

(1) 商号	株式会社PHYLLITE
(2) 本店所在地	東京都品川区西五反田1丁目21番8号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金 学敏
(4) 事業内容	資源流通事業
(5) 資本金の額	450百万円
(6) 設立年月日	昭和39年2月20日
(7) 出資比率	株式会社EMCOMホールディングス (90.00%) 金 学敏 (10.00%)

8. 今後の見通し

(1) PHYLLITE社総議決権数は147,261個(平成24年8月31日現在)であり、本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は5,376,330株となりますので、転換価額において全株転換された場合の5,376,330株に係る議決権(53,763個)の当社総議決権数に対する希薄化率は36.51%(全部転換後において総議決権数に占める割合は26.74%)となります。よって、本新株予約権付社債の株式転換後におきましても、PHYLLITEは引き続き当社の連結子会社に該当いたします。

(注) PHYLLITEは平成24年11月1日付にて合併を予定しており、合併後の値は以下の通りです。

PHYLLITE社総議決権数は334,772個(平成24年11月1日予定)であり、本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は5,376,330株となりますので、転換価額において全株転換された場合の5,376,330株に係る議決権(53,763個)の当社総議決権数に対する希薄化率は16.06%(全部転換後において総議決権数に占める割合は13.84%)となります。よって、本新株予約権付社債の株式転換後におきましても、PHYLLITEは引き続き当社の連結子会社に該当いたします。

(2) 本新株予約権付社債の発行による当期業績予想につきましては、調達した資金の活用等により業績が拡大することが見込まれますが、具体的な影響につきましては現時点では未定であります。重要な影響が発生した場合には、速やかに開示させていただきます。

以上

新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称

株式会社 PHYLLITE 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金3億円

3. 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

4. 社債の利率

年15%

5. 割当日及び払込期日

2012年10月31日（日本時間）

6. 募集に関する事項

（1）募集の方法

第三者割当の方法による。割当先と割当金額は以下のとおり。

割当先	割当金額（予定）
株式会社 Liberty Global Entrepreneur Fund	3億円

（2）各社債の払込金額 本社債の額面金額の100.0%（各本社債額面金額1,000万円）

（3）申込期間 2012年10月1日から2012年10月31日まで（日本時間）

7. 新株予約権に関する事項

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を本項第（3）号②記載の転換価額（但し、同号③によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、1株未満の端数が発生する場合にはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（2）新株予約権の総数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

（3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は各本社債とし、出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は55.8円とする。

③ 転換価額の調整

転換価額は、転換価額を下回る価額で普通株式に転換・購入できる権利の発行、普通株式の分割又は併合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないとした理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債から分離して譲渡できず、それが行使されると本社債による出資があったものとみなされ、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに本新株予約権の価値と本社債の利率及び払込金額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使請求期間

2012年11月1日から満期償還日の10営業日前の日（当日を含む。）（日本時間）までとする。但し、当社による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の3営業日前の日の銀行営業終了時（日本時間）まで、本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

(8) 行使請求受付場所

株式会社 PHYLLITE 経理部

(9) 行使請求取次場所

株式会社 PHYLLITE 経理部

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金3億円

(2) 各社債の金額

金1,000万円の1種

(3) 償還の方法及び期限

① 本社債の満期償還

2017年10月31日に本社債の額面金額の100%で償還する。

② 税制変更による繰上償還

当社が、税制変更に伴う追加額の支払義務を負い、かつ合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行うことにより、残存本社債の全部（一部は不可）を額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が当該支払義務を負うこととなる最も早い日に先立つ90日以上前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

(4) 買入消却

当社は本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権に係る本社債を消却することができる。

(5) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他一定の債務不履行事由が生じた場合、本社債の社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失の通知を書面により行うことができる。また、一定の場合には、かかる通知なしに期限の利益が失われる。かかる場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額で直ちに本社債を償還しなければならない。

(6) 利息支払の方法及び期限

① 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の元金が全額償還される日（同日を含む。）までこれをつけ、平成 25 年 10 月 31 日を第 1 回目の利息を支払うべき日（以下、本社債の利息が支払われるべき日を「利息支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年 10 月 31 日にその日までの 1 年分を支払う。

② 利息支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

③ 1 年に満たない期間に係る利息は、その 1 年間の日割りをもってこれを計算する。

④ 償還期日後は利息をつけない。

⑤ 第 1 回目の利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息をつけない。

⑥ 第 1 回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない

(7) 社債券の不発行

新株予約権付社債券は発行しない。

(8) 物上担保及び保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本新株予約権付社債について期限の利益を喪失する。

① 当社が本契約に違背し、本新株予約権付社債権者からは是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は是正をしないとき。

② 当社が本新株予約権付社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

③ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

④ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役が解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決定を行ったとき。

⑤ 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(10) 社債権者集会に関する事項

① 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本新株予約権付社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。

② 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

③ 本新株予約権付社債総額の 10 分の 1 以上を保有する本新株予約権付社債権者は、会議の目的たる事

項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 本新株予約権付社債権者に通知する場合の公告の方法

本新株予約権付社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債権者に直接通知する方法によることができる。

10. 社債管理者

該当事項なし。

11. 取得格付

取得していない。

12. 登録機関

該当事項なし。

13. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社 PHYLLITE 経理部

14. 上場申請の有無

なし。